



「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要素 Part 6

◎運転士業務は希望制とすること。

社員希望が尊重された業務こそが働きがいにつながり「安全・安定輸送」の土台となる！

- ・「新たなジョブローテーション」において、試験制度を廃止した目的は「社員の活躍の機会を拡大し、能力や挑戦意欲を活かし、柔軟に業務を積むこと」であった。しかし、本人の希望に反して運転士業務に就かせることは「挑戦意欲を活かす」どころか、業務への忌避感を生み、制度趣旨と真逆である。
- ・運転士業務は安全に直接関係する業務であり「やらされ感」で遂行できる性質のものではない。
- ・運転士業務は精神的負担が大きく責任が重い業務であり社員本人の意思を尊重するべきである。

◎乗務員手当を廃止しないこと。

乗務員手当は基本給では補えない「業務の特殊性」「責任の重さ」への対価である！

- ・今まで手当を支給していたのは理由があるからだ。業務が存在する限り手当の使命は存続する。
- ・直接的に人命を預かるという業務に対する負担が大きい。さらには職責やプロ意識、乗務員としての資質等、精神的なことも多く求められる。乗務業務の特殊性は今後も残るため、手当を廃止するべきではない。
- ・ワンマン運転の拡大による負担や業務のスリム化による付加業務が増大している。自然環境への対応力維持も不可欠である。

◎「予備勤務」を廃止しないこと。

「予備勤務の廃止」で、急な欠勤や臨時列車に対応できず

お客さまに直接影響が及ぶ可能性がある！

- ・「予備勤務」の社員を配置することで365日24時間「安全・安定輸送」を確立している。「変形日勤」等では深夜早朝帯に対応できない場合もあるし、乗務に対する心構えが違う。
- ・「予備勤務」は、労働基準法第40条に基づく正当な待機状態の勤務である。
- ・「いつでも乗務できる待機状態」を確保できるのは「予備勤務」のみである。「変形日勤」等では代替できない。不測の事態に備えて「予備勤務」は必要である。

◎運転無事故表彰を廃止しないこと。

「運転無事故表彰」は日々の事象を起こさないという緊張と努力に対する具体的な

評価や達成感、やりがいにつながっている！

- ・廃止する理由はない。全社的に事象が増えている。より安全を意識して業務ができるように継続して残すべきである。
- ・表彰制度は無事故で勤務してきた期間を振り返る機会にもなり、今後も安全に取り組もうとする意識向上に寄与しており、仕事のやりがいにつながっているため無くすべきではない。